

年末調整について

～税金に関わる大事なお知らせです！～

年末調整は、毎月の給料等から源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

今年の税制改正により、①給与所得控除額の10万円引き下げ、控除対象者の収入の上限額の引き下げ
②基礎控除の10万円引き上げ、所得額による見直し③基礎控除申告書(必須)、所得金額調整控除申告書(該当者のみ)の新設 ④ひとり親控除の創設・寡婦控除の見直し等の改正がありました。

その概要についてお知らせします。

1 基礎控除申告書(新設)

○所得の合計額が2,500万円以下の場合に提出が必要

※給与収入が2,000万円をこえる場合は年末調整の対象外です

○所得が2,400万円以下の場合、48万円の控除が受けられる。2,400万円～2,500万円までは段階的に控除額が減額される。



2 所得金額調整控除申告書(該当者のみ)(新設)

○給与収入が850万円を超える場合で、以下に該当する場合は提出が必要です。

①本人が特別障がい者 ②同一生計配偶者または扶養親族が特別障がい者

③扶養親族が年齢23歳未満(H10.1.2以降生まれ)

※給与収入が2,000万円をこえる場合は年末調整の対象外です

3 扶養控除等(異動)申告書

○源泉控除対象配偶者は、本年の所得が95万円以下(給与所得だけの方は収入が150万円以下)の人が申告できます。

○扶養親族は16歳以上(平成15年1月1日以前生まれ)で、本年の所得が48万円以下(給与所得だけの方は収入が103万円以下)の人が申告できます。

○…改正点(10万円引上げ改正)。給与収入だけの場合は収入の上限には改正がないので注意。

○特別の寡婦の制度が廃止され、所得500万円以下であれば、死別・離婚・未婚を問わず寡婦・寡夫ともにひとり親控除が受けられることとなりました。

○所得500万円以上の場合の寡婦控除がなくなりました。

4 配偶者控除等申告書(該当者のみ)

○配偶者の合計所得額が0～133万円(給与所得だけの方は収入が201万6千円未満)の人が申告できます。基礎控除申告書の様式の右側部分になりました。

給与収入見込証明書(本年1/1～12/31の間の見込がわかるもの)、年金改定通知書写等の収入が確認できるものが必要になります。ご準備ください。

5 保険料控除申告書

○生命保険料控除の限度額は合計で12万円です。

H23年12月31日以前に契約した保険	「旧生命保険料」「旧個人年金保険料」控除限度額はそれぞれ5万円
H24年1月1日以降に契約した保険	「新生命保険料」「介護医療保険料」「新個人年金保険料」控除限度額はそれぞれ4万円

※ 保険会社発行の証明書の添付が必要です。自宅に届くものもありますのでご注意ください。

○その他、地震保険料控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除等があります。

6 住宅借入金等特別控除申告書(該当者のみ)

○最初の年分は確定申告をし、2年目から年末調整での控除になります。

○申告書を提出する場合は、金融機関の借入金年末残高証明書を添付してください。

○消費税が10%以降に住宅を取得した場合は、控除期間が10年から13年に延長されました。



特殊勤務実績簿について

10月分・・・10月26日(月)締切 その後、システム入力し11月給与で支給されます。

◆学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177

FAX 82-2766